



金沢市公報

号外第7号の10

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規則	
金沢市勤労青少年寮条例施行規則等の一部を改正する規則 (総務課)	1
金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (保健推進課)	8
金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (市立病院)	8
金沢市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (リサイクル推進課)	8
金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課)	9
金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (総務課)	9
任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (企業総務課)	12
金沢市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	13
訓令甲	
行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (企画調整課)	13

金沢市助役事務分担規程の一部改正について (職員課)	15
金沢市文書取扱規程の一部改正について (総務課)	16
金沢市行政情報公開等調整検討会規程の一部改正について (広報広聴課)	16
職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (職員課)	17
職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (")	17
市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正について (税務課)	17
告示	
行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱 (企画調整課)	17
金沢市地方競馬電話投票実施要綱の一部改正について (農林総務課)	18
金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱の一部改正について (都市計画課)	18
金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	18
金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	19

規 則

金沢市勤労青少年寮条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第57号

金沢市勤労青少年寮条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市勤労青少年寮条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市勤労青少年寮条例施行規則(昭和45年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第8号様式中

「

2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受取った日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

」

「

2 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

」

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として
(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。 に

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

(金沢市危険物規制規則の一部改正)

第2条 金沢市危険物規制規則(昭和58年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「 この処分に不服のある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市長に
対し、審査請求をすることができる。 を

「 この処分に不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に
対して審査請求をすることができます。 に
また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を
被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受
けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号中

「 この処分に不服のある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市長に
対し、異議申立てをすることができます。 を

「 この処分に不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に
対して異議申立てをすることができます。 に
また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を
被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達
を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

(金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則(昭和59年規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 理由 を

「 理由 」

(注) この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。 に

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

(金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中

「この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市長に対して異議の申立てをすることができる。」

を

「この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

に

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

(浄化槽法施行細則の一部改正)

第5条 浄化槽法施行細則(昭和60年規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中

「この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市長に対して異議の申立てをすることができる。」

を

「この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

に

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

(金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部改正)

第6条 金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則(昭和60年規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中

(この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。)

を

(この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

に

改める。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第7条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第10号及び様式第11号中

備考 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、金沢市長に対し、異議申立てをすることができます。

を

備考 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に

改める。

様式第15号中

備考 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
 金 沢 市 長 に対し、 異議申立て
 石川県知事 審査請求 をすることができます。

を

備考 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 金 沢 市 長 に
 石川県知事 に対して 異議申立て
 審査請求 をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、 異議申立て
 審査請求 をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その 異議申立て
 審査請求 に対する
 決定
 裁決 の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に

改める。

(金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部改正)

第8条 金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則（平成7年規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

を

に

改める。

様式第3号中

(注) この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。

(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

を

に

改める。

(金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部改正)

第9条 金沢市外国人障害者福祉手当支給規則(平成8年規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「 この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。」

「 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

様式第3号中

「 (注) この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。」

「 (注) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

(金沢市生活保護法施行細則の一部改正)

第10条 金沢市生活保護法施行細則(平成8年規則第57号)の一部を次のように改正する。

「 生活保護法による保護を次のとおり決定したから通知します。なお、この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。」

「 保護事由」

「 保護事由」

生活保護法による保護を決定したので通知します。

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。」

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から50日を経過しても判決がないとき、処分、処

分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第8号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対し審査請求することができます。

「 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第9号中

「 (備考) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対し審査請求をすることができます。

「 (備考) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第11条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の10中

「 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、金沢市長に対して異議申立てをすることができます。

「 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第12条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、金沢市長に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第13条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、金沢市長に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

様式第4号中

「この決定に不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、金沢市長に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第14条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中

「(注) この決定に不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「
 (注) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
 また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
 ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。
 」

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則(平成9年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保健推進課、生活衛生課」を「地域保健課、衛生指導課」に改め、同条第2項中「生活衛生課」を「衛生指導課」に改める。

第4条第1項中「保健推進課」を「地域保健課」に改め、同項第16号中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改め、同条第2項中「生活衛生課」を「衛生指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則(平成3年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「神経科精神科」の次に「並びに地域連携室」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「放射線室」の次に「、臨床工学室」を加え、同項を同条第3項とする。

第3条第2項中「(地域連携室を除く。)」を削る。

第5条第1項中「(地域連携室を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「、それぞれ」を「それぞれ」に、「事項」を「事項とし、地域連携室の分掌事務は地域医療機関等との連携に関する事項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項の表放射線室の項の次に次のように加え、同項を同条第3項とする。

臨床工学室	医療機器の管理に関する事項
-------	---------------

第5条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

金沢市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市リサイクルプラザ条例施行規則(平成15年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第3条中「別表第2」を「別表」に改める。

第5条中「前日」を「5日前」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中

金沢市西部リサイクルプラザ	1	日曜日及び土曜日
	2	12月29日から翌年の1月3日までの日
金沢市東部リサイクルプラザ	1	12月29日から翌年の1月3日までの日

を

金沢市西部リサイクルプラザ及び 金沢市東部リサイクルプラザ	1	日曜日及び土曜日
	2	12月29日から翌年の1月3日までの日

に改め、同表を別表とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自然環境保全条例施行規則（平成5年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号カ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び様式第20号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市児童館条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市児童館条例施行規則（昭和39年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

別記様式の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(理容師法施行細則の一部改正)

第3条 理容師法施行細則（昭和40年規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則（昭和40年規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 クリーニング業法施行細則（昭和40年規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の備考第1号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第8号の備考第1号及び様式第9号の備考第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市駅前広場条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市駅前広場条例施行規則(昭和40年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市勤労者住宅建設金融資産条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市勤労者住宅建設金融資産条例施行規則(昭和42年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「建物登記簿謄本」を「建物の登記事項証明書」に改める。

(金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市福祉作業センター条例施行規則(昭和49年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号及び様式第2号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢市障害児通園施設条例施行規則(昭和53年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

様式第3号の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(食肉流通センター条例施行規則の一部改正)

第10条 食肉流通センター条例施行規則(昭和53年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び別記様式の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市都市計画法施行細則の一部改正)

第11条 金沢市都市計画法施行細則(昭和57年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第6条第2項第1号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第11号の備考第2項中「土地登記簿謄本」を「届け出る土地の登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第12条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和58年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第13条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則(昭和58年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「土地の登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(金沢市興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第14条 金沢市興行場法施行条例施行規則(昭和59年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市化製場等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第15条 金沢市化製場等に関する法律施行条例施行規則(昭和59年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「商業登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第17条 金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年規則第41号)の一部を次のように改正

する。

様式第2号の備考第2項第6号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第19条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第6号から様式第9号まで、様式第16号及び様式第18号の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部改正)

第20条 金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則(平成8年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

様式第3号の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第21条 金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則(平成8年規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第22条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の8中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第23条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の9中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第24条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の8中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市民芸術村条例施行規則の一部改正)

第25条 金沢市民芸術村条例施行規則(平成8年規則第82号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号及び様式第5号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢職人大学校設置条例施行規則の一部改正)

第26条 金沢職人大学校設置条例施行規則(平成8年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則の一部改正)

第27条 金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則(平成11年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号及び様式第4号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市牧山ガラス工房条例施行規則の一部改正)

第28条 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則(平成11年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号及び様式第4号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部改正)

第29条 金沢市異業種研修会館条例施行規則(平成11年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

様式第3号の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(金沢市おしがはら工房条例施行規則の一部改正)

第30条 金沢市おしがはら工房条例施行規則(平成12年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号及び様式第4号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市食品衛生法施行細則の一部改正)

第31条 金沢市食品衛生法施行細則(平成12年規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第8号の備考及び様式第8号の2の備考中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則の一部改正)

第32条 金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則(平成14年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

様式第3号の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

(金沢市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正)

第33条 金沢市法定外公共物管理条例施行規則(平成14年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「法人の登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第34条 金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢湯涌創作の森条例施行規則の一部改正)

第35条 金沢湯涌創作の森条例施行規則(平成15年規則第88号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号及び様式第5号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部改正)

第36条 ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則(平成16年規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1の備考第2号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第37条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則(平成16年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

別記様式の備考第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第63号

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則(昭和27年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1号中「担当部長 次長 担当次長」を「担当部長」に改める。

(地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員等の範囲を定める規則(昭和42年規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則中「担当部長 次長 担当次長」を「担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第64号

金沢市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防本部の組織に関する規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消防本部長（以下「部長」という。）」を「消防長」に改め、同条第2項中「部長」を「消防長」に改める。

第3条第2項中「部長」を「消防長」に改める。

第5条の表中「部長」を「消防長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 金沢市消防立入検査証に関する規則（昭和43年規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3条中「消防本部長」を「消防長」に改める。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

（金沢市役所当直規程の一部改正）

第1条 金沢市役所当直規程（昭和23年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部総務課長」を「総務局総務課長」に改める。

第8条第1号中「生活福祉課」を「生活支援課」に改め、同条第3号中「総務部総務課」を「総務局総務課」に改める。

第10条中「部長」を「局長」に改める。

第11条中「関係部長」を「関係の局長」に改める。

第12条中「生活道路整備課長」を「道路管理課長」に改める。

第13条中「生活福祉課長」を「生活支援課長」に改める。

第14条中「保健所保健推進課長」を「保健所地域保健課長」に改める。

第17条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

（金沢市例規審査会規程の一部改正）

第2条 金沢市例規審査会規程（昭和25年訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書法制課長」に改める。

第5条から第7条までの規定中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

（金沢市職員任用規程の一部改正）

第3条 金沢市職員任用規程（昭和28年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

（金沢市職員提案規程の一部改正）

第4条 金沢市職員提案規程（昭和32年訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「都市政策部長」を「都市政策局長」に改める。

（金沢市行政事務改善会議規程の一部改正）

第5条 金沢市行政事務改善会議規程（昭和35年訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「都市政策部行政改革推進課」を「総務局行政経営課」に改める。

(金沢市職員研修規程の一部改正)

第6条 金沢市職員研修規程(昭和38年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

(金沢市交通安全推進隊設置要綱の一部改正)

第7条 金沢市交通安全推進隊設置要綱(昭和40年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民参画課」を「防災安全課」に改める。

(行政統計資料等の収集管理に関する要綱の一部改正)

第8条 行政統計資料等の収集管理に関する要綱(昭和46年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画調整課調査統計室長」を「企画課調査統計室長」に改める。

(金沢市賠償審査会規程の一部改正)

第9条 金沢市賠償審査会規程(昭和46年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部総務課長」を「総務局総務課長」に改める。

第6条中「総務部総務課」を「総務局総務課」に改める。

(金沢市辞令式に関する規程の一部改正)

第10条 金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第6項を次のように改める。

6 配置を命ずる場合

(1) 補職の伴う場合

ア	局(部)	に補する
イ	局(部) 課	に補する
ウ	局(部) 課	心得を命ずる
エ	局(部) 課	事務取扱を命ずる
オ	局(部) 課	を命ずる
カ	兼ねて 局(部) 課	に補する
キ	兼ねて 局(部) 課	事務取扱を命ずる
ク	局(部) 課	兼補を解く
ケ	(局(部) 課)	事務取扱を解く

(2) その他

ア	局(部)	課担当を命ずる
イ	局(部)	課勤務を命ずる
ウ	局(部)	課付けを命ずる
エ	兼ねて 局(部)	課勤務を命ずる
オ	局(部)	課兼務を解く
カ	主事を命ずる	

別表第18項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 局(部) 課 (非常勤)を嘱託する

任用期間は 年 月 日までとする

(2) 局(部) 課 (非常勤)を解嘱する

(金沢市清掃工場当直規程の一部改正)

第11条 金沢市清掃工場当直規程(昭和60年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「環境部施設管理課長」を「施設管理課長」に改める。

(金沢市除雪作業本部当直規程の一部改正)

第12条 金沢市除雪作業本部当直規程(昭和62年訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「土木部」を「都市整備局土木部」に改め、同条第2項中「生活道路整備課長」を「道路管理課長」に改める。

(金沢市環境部技能労務職員研修規程の一部改正)

第13条 金沢市環境部技能労務職員研修規程(平成4年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市環境局技能労務職員研修規程

第1条中「金沢市環境部」を「金沢市環境局」に改める。

(金沢市用地買収等価格審査会等規程の一部改正)

第14条 金沢市用地買収等価格審査会等規程(平成7年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第5条第2項中「総務部総務課」を「総務局総務課」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第4項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第8条中「総務部総務課」を「総務局総務課」に改める。

(医王ダム管理規程の一部改正)

第15条 医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

金沢市長	農林部農林基盤整備課	加入電話による
	土木部河川課	加入電話による

を

金沢市長	産業局農林部農林基盤整備課	加入電話による
	都市整備局土木部内水整備課	加入電話による

に改める。

(金沢市環境部自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第16条 金沢市環境部自家用電気工作物保安規程(平成13年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市環境局自家用電気工作物保安規程

第1条中「金沢市環境部」を「金沢市環境局」に改める。

別表第1中

環境部長	を	環境局長	に改める。
------	---	------	-------

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市助役事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 須野原助役が担任する事務

ア 都市政策局(国際文化課、文化財保護課及び歴史建造物整備課を除く。)に関する事務

イ 総務局に関する事務

ウ 産業局(農林部及び卸売市場に限る。)に関する事務

エ 市民局に関する事務

オ 福祉健康局に関する事務

カ 環境局に関する事務

キ 都市整備局に関する事務

ク 市立病院に関する事務

ケ 会計課に関する事務

コ 議会事務局に関する事務

サ 消防本部に関する事務

シ 企業局に関する事務

ス 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により他の執行機関（教育委員会を除く。）の職員に補助執行させている事務

(3) 襄助役が担任する事務

ア 都市政策局（国際文化課、文化財保護課及び歴史建造物整備課に限る。）に関する事務

イ 産業局（農林部及び卸売市場を除く。）に関する事務

ウ 美術工芸大学に関する事務

エ 地方自治法第180条の2の規定により教育委員会の職員に補助執行させている事務

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第3号中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書法制課長」に改め、同条第4号中「部長」を「局長」に、「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 部長 金沢市事務決裁規則第2条第9号に規定する部長をいう。

第2条第5号中「第2条第7号」を「第2条第10号」に改め、同条第6号中「第2条第8号」を「第2条第11号」に改める。

第8条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第14条第3項中「部長」の次に「、局長」を加える。

第20条第1項中「又は部長」を「、部長又は局長」に改める。

第21条第1項中「何課(何部長)再回」を「何課(何部長・何局長)再回」に改め、同条第2項中「又は部長」を「、部長又は局長」に改め、同条第3項中「若しくは部長」を「、部長若しくは局長」に改める。

第25条第1項及び第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第30条第1項中「各部」を「各局、部」に、「他の部」を「他の局、部」に改め、同項第2号中「部課長あて」を「局長、部長又は課長あて」に、「当該部課長」を「当該局長、部長又は課長」に、「部課長名」を「局長、部長又は課長名」に改める。

第34条第1号及び第35条第1項ただし書中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第40条及び第41条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第43条第1項中「総務課長及び」を「文書法制課長及び」に、「総務課長等」を「文書法制課長等」に改める。

第44条中「総務課長等」を「文書法制課長等」に改める。

別表中「部長、次長」を「局長、部長」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「部長」を「局長」に、「次長」を「部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市行政情報公開等調整検討会規程（平成3年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号中「記録の」を削り、同条第3号中「個人情報の記録」を「保有個人情報」に改める。

第4条中「所管部長」を「所管局長」に、「自己情報の記録」を「自己情報」に、「個人情報の記録」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

別表金沢福祉用具情報プラザで業務を行う職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第1項中「金沢市役所本庁」の次に「、埋蔵文化財センター」を加え、「、再開発課及び駅周辺整備課」を「及び再開発課」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱（昭和30年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第9条第3号中「公示催告手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）」を「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第91号

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱

(妊娠婦、3歳未満児健康診査実施要綱の一部改正)

第1条 妊娠婦、3歳未満児健康診査実施要綱（昭和48年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第7条中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

(金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市行政改革推進本部設置要綱（平成7年告示第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「都市政策部長 総務部長 経済部長 農林部長 市民生活部長 福祉保健部長 環境部長 土木部長

都市整備部長」を「都市政策局長 総務局長 産業局長 市民局長 福祉健康局長 環境局長 都市整備局長」に

改める。

(金沢市行政改革推進委員会設置要綱の一部改正)

第3条 金沢市行政改革推進委員会設置要綱（平成7年告示第91号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市政策部行政改革推進課」を「総務局行政経営課」に改める。

(金沢まちづくり市民研究機構設置要綱の一部改正)

第4条 金沢まちづくり市民研究機構設置要綱(平成15年告示第173号)の一部を次のように改正する。

第6条中「都市政策部企画調整課」を「都市政策局企画課」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市告示第92号

金沢市地方競馬電話投票実施要綱(平成9年告示第233号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第1項中「担保を設定する電話投票(以下「有担保電話投票」という。)又は担保を設定しない電話投票(以下「無担保電話投票」という。)のいずれかの方式により」を削る。

第4条第1号中「学生、生徒又は」を削る。

第5条の見出しを「(加入者番号等)」に改め、同条中「加入者番号」の次に「又はユーザー識別子(電話投票において、インターネットを利用する場合に、個人を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。第14条第1項において同じ。)」を加える。

第6条第1項を削り、同条第2項中「無担保電話投票による加入者」を「加入者」に、「取扱金融機関」を「市長が別に定める金融機関(以下「取扱金融機関」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「前3条」を「第6条及び第7条」に改め、「電話番号」の次に「並びにインターネットを利用する場合にあっては、ホームページアドレス」を加える。

第10条第2項第3号中「第6条から第8条まで」を「第6条及び第7条」に改め、同項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とする。

第13条第1項を削り、同条第2項本文中「無担保電話投票による」及び「無担保電話投票加入者の」を削り、同項ただし書中「利用する無担保電話投票加入者」を「利用する加入者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「990,000円」を「99,990,000円」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第1項中「暗証番号」の次に「並びにインターネットを利用する場合にあっては、ユーザー識別子」を加える。

第18条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市告示第93号

金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱(昭和59年告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第3号中「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改める。

第14条第8項中「都市整備部都市計画課」を「都市整備局都市計画課」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

●金沢市告示第94号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(平成16年告示第59号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

第4条第1項第2号中「15パーセント」を「10パーセント」に、「16.5パーセント」を「11.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成17年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第95号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

別表中

木造 既存 建築 物	耐震診断		耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、46,000円を超えないものとする。	を
	耐震設計		耐震設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。	
	耐震改修工事	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。	

木造 既存 建築 物	耐震診断	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、80,000円を超えないものとする。	に
		特別消防対策区域以外の区域の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、60,000円を超えないものとする。	
	耐震設計	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、180,000円を超えないものとする。	
		特別消防対策区域以外の区域の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、140,000円を超えないものとする。	
	耐震改修工事	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。	

改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分からの補助金について適用する。

平成17年(2005年)3月31日 印刷
平成17年(2005年)3月31日 発行

定価 100円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄